

水政第79号
令和4年4月19日

奈良県環境審議会
会長 樋口能士様

奈良県知事 荒井正吾

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量
に係る総量規制基準の改定について（諮問）

総量削減計画の変更に伴い、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、同法第4条の5第1項及び第2項の規定による化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について、貴審議会の意見を求める。

(質問理由)

総量規制制度は、閉鎖性水域の水質保全を目的として、昭和53年6月に瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の一部改正により導入され、昭和55年の第1次水質総量規制に始まり、以来、平成31年度を目標年度とした第8次水質総量規制まで、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を指定水域として実施されてきました。

中央環境審議会は、令和2年2月に「第9次水質総量削減の在り方について」の質問を受け、各海域の水環境の状況等に関する検討を行いました。その結果、「大阪湾については、COD・窒素及びりんのいずれも更なる汚濁負荷量の削減のための規制の強化は行わず、これまでの取組を維持。また大阪湾を除く瀬戸内海については、COD・窒素及びりんのいずれも更なる負荷削減を求めず引き続きこれまでの取組を維持すること。」とし、生活排水処理施設の整備、総量規制基準の設定などの対策を進める第9次水質総量規制を令和6年度を目標年度として行うことが適当であるとの答申を行いました。

また、新たに「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」が示され、水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定により、知事が「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を策定することとなっております。

この総量削減計画を達成するために、水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、知事が一定規模以上の特定事業場に対する「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」を定めることとされています。

つきましては、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の改定について、貴審議会の意見を求めるものです。